

議題第38号

県指定天然記念物の新規指定と追加指定について

1 天然記念物の県指定

(1) 新規指定対象

クマガイソウ自生地

しばはらとどろぐち
芝原轟口のアスナロ

(2) 追加指定対象

アカウミガメとその産卵地

(3) 宮崎県文化財保護審議会（1月30日）の答申

別紙1～3のとおり

(4) 備考

平成28年8月4日の平成28年度第1回宮崎県文化財保護審議会に諮問した件である。

2 告示案

宮崎県教育委員会告示第〇号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成29年2月 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定天然 記念物	クマガイソウ 自生地	高千穂町大字押方 4490-4, 4490-6	興 梶 幸 男
県指定天然 記念物	芝原轟口のア スナロ	高千穂町大字押方 4692-4	飯 干 修 一

宮崎県教育委員会告示第〇号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第31条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定天然記念物に指定する。

平成29年2月 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

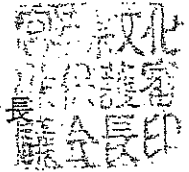
種 別	名 称	所 在 地	地 域	期 間
県指定天然 記念物	アカウミガ メとその産 卵地	日向市大字財光寺枡 立1149番地先から日 向市大字平岩字宮ノ 上浜12442番1地先ま での海岸 日向市大字平岩字久 保田1297番4地先か ら日向市大字平岩字 サカイ川2338番4地 先までの海岸 （ただし民有地並び に国有林及び県有林 を除く。）	日向市	5月1 日から 10月31 日

文 保 審 一 第 3 号

平成 2 9 年 1 月 3 0 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

宮崎県文化財保護審議会会長



天然記念物の指定について（答申）

平成 2 8 年 8 月 4 日付けで諮問のあった下記の件につきましては、別添のとおり答申します。

記

1 諮問事項 県指定文化財の指定について（別紙のとおり）

（1）天然記念物の指定

「クマガイソウ自生地」
しほはらとどろぐち
「芝原 轟 口のアスナロ」

（2）天然記念物「アカウミガメとその産卵地」に係る追加指定

別紙1

名称 「クマガイソウ自生地」
種別 天然記念物
所有者 興梶幸男
所在地 高千穂町大字押方4490-4、4490-6

クマガイソウは、4～5月に桃色の袋状の花を咲かせるラン科の多年生植物である。県内では、照葉樹林やスギ林などに点在するが個体数は限られる。県版レッドデータブックでは絶滅危惧ⅠB類に分類され、県の保護条例では希少野生動物植物に指定されている。

本自生地は、スギ林の間伐や草刈りなどを定期的に行うことで照度が保たれており、クマガイソウの生育に適した環境が創出されることで、元々自生していたものが森林管理を継続した結果、個体数が増加したものである。現在約5,000株が確認され、県内最大の群生地となっている。

自生地にはクマガイソウ以外にも宮崎県固有種のもろツカウワミズザクラなどをはじめとする絶滅が危惧される希少植物も生育している。スギ林を管理することが絶滅危惧植物の保護や生物多様性の保全に繋がるという植物の保全のあり方を示す好例となっており、森林性の希少植物の保護を図る先進的な取り組みとも言えるものである。

○指定基準（個別基準：県指定史跡名勝天然記念物の指定基準）

(3) 天然記念物

イ 植物

(イ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

別紙 2

名 称 しばはらとどろぐち
芝原轟口のアスナロ
種 別 天然記念物
所有者 飯干修一
所在地 高千穂町大字押方4692-2

アスナロは、ヒノキ科アスナロ属の常緑針葉樹で、本州（岩手県中部）以南、四国、九州に分布する日本固有の植物である。九州のアスナロは植栽されたものと考えられ、本県では神社や墓地などにも植えられており、大木となることがある。

芝原轟口のアスナロが立つ場所は、高千穂町押方から五ヶ瀬町桑野内に抜ける街道の途中に位置している。芝原轟口のアスナロは、人々にとっては山道の道標であり、水場の近くに木陰を作る憩いの木でもあった。また、この木にまつわる伝承も残っていることから、地域との深い関わりもうかがえる。

樹齢は約500年～600年とも推定されているが詳細は不明である。幹周りは約6mで西日本最大であり、全国の天然記念物に指定されているアスナロの中では最も大きな幹回りとなっている。主に東北地方から中部地方に多く自生するアスナロが本県で大きく生長し、全国でも最大級の幹周りに生長していることは貴重である。

○指定基準（個別基準：県指定史跡名勝天然記念物の指定基準）

(3) 天然記念物

イ 植物

(ア) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

別紙 3

名称 アカウミガメとその産卵地
種別 天然記念物
所有者(管理者) 海岸管理者 宮崎県知事 河野俊嗣
所在地 日向市大字財光寺樹立1149番地先から日向市大字平岩字宮ノ上浜12442番1地先までの海岸
日向市大字平岩字久保田1297番4地先から日向市大字平岩字サカイ川2338番4地先までの海岸
(ただし民有地並びに国有林及び県有林を除く。)
指定期間 5月1日～10月31日

アカウミガメは、日本の太平洋岸、特に遠州灘海岸、和歌山県南部、日南海岸、屋久島などの海岸に上陸し産卵するウミガメであり、学術的に貴重な種類として環境省の絶滅評価基準において絶滅危惧IB類(EN)に分類されている。ところが、過去においては、上陸産卵されたものが盗掘にあったり、砂浜を走るバイク・車などにより産卵巣が踏み潰されることも多く、その繁殖環境の維持に危機を及ぼしていた。

このことは日向市の海岸でも例外ではなく、そのため日向市教育委員会では、平成15(2003)年に市の文化財としてお倉ヶ浜と金ヶ浜を「アカウミガメ及びその産卵地」に指定し、保全・保護してきた。指定後は年平均66回の上陸回数があり、過去6年(平成22～27年)間の県内の実績を比較すると、上陸回数の平均が延岡市・日南市ともに56回であり、日向市は72回と大きく上回っていることから、日向市のアカウミガメ産卵地(お倉ヶ浜、金ヶ浜)は、県内有数のアカウミガメの産卵地であると言える。

平成27(2015)年には、長年継続してアカウミガメの調査・保護活動を行ってきた日向市アカウミガメ研究会が宮崎県地域環境保全功労者等表彰を受け、ますます市民の認識と関心が高まってきた。加えて、日向市教育委員会が主導となって市民に向けた啓発活動等を行っている。今後とも日向市教育委員会を中心に日向市アカウミガメ研究会や市民と一緒に、更なる調査・保護活動及び啓発活動を行って行く姿勢がうかがえる。

○指定基準(個別基準: 県指定史跡名勝天然記念物の指定基準)

(3) 天然記念物

ア 動物

(7) 本県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地